

新出雲エネルギーセンター建設現場で発生した労災事故について

令和3年8月22日に新出雲エネルギーセンター建設現場において、建設作業に従事していた従業員の方が、屋根工事現場から転落、亡くなられる労災死亡事故が発生しました。

本件については、令和3年12月議会において報告しておりますが、その後の状況について報告します。

記

1. 労災事故の概要

従業員1名（市内在住：男性）が、本体建屋の屋根工事現場において資材等の片付け作業中に、施工中であった明り取り用の天窓から、約10m下の4階床面に転落、死亡された。

2. 処分について

(1) 労働基準監督署による行政処分について

- 令和3年11月5日に
 - ・ J F Eエンジニアリング株式会社に対し是正勧告書を交付。
 - ・ J F Eエンジニアリング株式会社及び被災者所属会社に対し指導票を交付。
- 令和3年11月16日にこれらについて J F Eエンジニアリング株式会社から一括して是正・改善報告書を提出。

(2) 刑事処分について

- 令和4年8月2日出雲簡易裁判所から指導監督の立場にあった株式会社福田組従業員1名に対し、略式命令（100万円以下の罰金）が発せられた。
- 令和4年8月9日に略式命令に従って罰金を納付。

(3) 市の処分について

上記処分を受け、「出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づき、下記のとおり処分を決定。

- J F Eエンジニアリング株式会社
 - ・ 指名停止 令和4年10月1日から令和4年10月31日まで（1か月）
- 株式会社福田組
 - ・ 指名停止 令和4年8月30日から令和4年9月29日まで（1か月）